

第百九十六回国
参議院厚生労働委員会會議録第二十八号

平成三十年七月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十日

辞任

青山 繁晴君

補欠選任

小川 克巳君

辞任

川合 孝典君

補欠選任

足立 信也君

武田 良介君

倉林 明子君

七月十二日

辞任

倉林 明子君

補欠選任

武田 良介君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

島村 大君

石田 昌宏君
そのだ修光君

馬場 成志君

山本 香苗君

小林 正夫君

委員

石井みどり君

小川 克巳君

大沼みずほ君

木村 義雄君

自見はなこ君

鶴保 庸介君

藤井 基之君

三原じゅん子君

宮島 喜文君

伊藤 孝江君

三浦 信祐君

委員以外の議員

発議者

松沢 成文君

議者

片山 大介君

国務大臣

加藤 勝信君

厚生労働大臣

高木美智代君

副大臣

長峯 誠君

大臣政務官

吉岡 成子君

財務大臣政務官

古谷 雅彦君

政府参考人

福田 祐典君

厚生労働省健康局長

宮本 真司君

厚生労働省医局長

田中 誠二君

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○健康増進法の一部を改正する法律案(松沢成文

君外一名発議)

○委員長(島村大君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日までに、青山繁晴君及び川合孝典君が委員を辞任され、その補欠として小川克巳君及び足立信也君が選任されました。

○委員長(島村大君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)及び健康増進法の一部を改正する法律案(参第一九号)の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省健康局長福田祐典君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)及び健康増進法の一部を改正する法律案(参第一九号)の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜口誠君 どうもおはようございます。国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

まず冒頭、西日本の豪雨に関連しまして、いまだに行方不明の方の捜索も続いておりますし、徐々に復旧に向けた活動も行われております。こうした活動に携わっていただいている全ての皆様

に心から敬意を表したいと、こう思います。そんな中で、昨日の新聞、夕刊にも、断水の世帯が二十五万戸、今日の朝の朝刊にも二十四万戸

ということ、断水が非常に長引いている地域があるというような報道もされております。最新のこういった水道の断水、今後の見通しも含めて、どのような状況になっているのか。さらには、医療施設の状況ということではこの前の火曜日の委員会の中でも大臣の方から御報告ありましたけれども、医療施設等の最新の状況、厚労省として管轄されている施設の状況について御報告をお願いしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、水道関係でありますけれども、現時点、今日の朝の五時時点というところになります。広島県、岡山県、愛媛県など十一府県三十三市町の合計約二十三万九千戸において断水が発生をしている状況であります。水道事業体では四十七水道事業体というところであります。

これまで約三万八千戸については断水が解消しております。またさらに、広島県呉市における約九万戸の断水原因となっており、被災した導水トンネル、これが復旧をし、十三日、明日にでも浄水場への送水が開始できる見込みとなつてるところであります。それからさらに、今、各地区で復旧作業に向けて全力で取り組んでいただいておりますし、また、その間、給水活動にも取り組ませていただいているところであります。

医療施設でありますけれども、断水又は停電の被害のある医療施設は六十八施設でありますけれども、応急給水や電源車等に対応しております。地域全体としての診療機能という意味においては大きな影響はない、また人の被害もないと承知をしております。

また、社会福祉施設等については、断水、停電等の被害の出た施設等は約二百四十か所上っております。少なくとも施設内での人的被害はないというふうに承知をしているところでございま

す。
引き続き、関係機関、自治体と連携を密にして、被害状況、そして被害自治体のニーズ、これを積極的に把握をして、被災地、被害に遭われた方々の支援、特に入所者に対する支援等々にしっかりと取り組ませていただきたいと思います。

○浜口誠君 ありがとうございます。

今の大臣のお話ですと、呉なんかは浄水場への給水開始、トンネルの使用が十三日から始まるということですので、これ、全体を通して断水状態が解消されるめど、見通しというのは立っておられるのでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 全体というのは、二十三万九千戸という意味においては、必ずしも、まず一週間ぐらいで、今申し上げた呉等もそうでありますけれども、めどが立っているもの、もう少し掛かるもの、さらに、もうちょっとその辺が、今一生懸命取り組んでなかなかめどについて判断できないもの、それぞれ状況がございます。できる限り前広に対応できるようには努力をしているところであります。

○浜口誠君 ありがとうございます。

懸命の断水解消に向けての取組やついでに、だいたいというふうな思っておりますので、一刻も早く断水で困っておられる地域がなくなるように全力での取組を重ねてお願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、法案の関係に移りたいと思います。まず、今日は、禁煙支援の状況についてということでお伺いしたいと思います。

これ先回の委員会の中でも、最後の方で少し議論させていただきました。平成二十五年からは、禁煙支援として、がん診療の拠点病院というところで禁煙の電話相談、これ、たばこクイットラインという名称で取組が行われているというふうな承知をしておりますが、このたばこクイットライン、実際どれぐらいの相談件数がそれぞれのがん診療拠点病院においてあるのか、また、この事業自体が禁煙支援に有効に機能しているのかどう

か、どのような評価を厚生労働省としてされておられるのか。そしてまた、今後、このたばこクイットラインをどう活用していくと考えておられるのか、今後の対応についても併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

喫煙は肺がんなどのリスク因子であり、がん予防の観点からたばこ対策を行うっていくことは重要であると考えております。

厚生労働省におきましては、これまで、通常診療におきまして禁煙指導に加えまして、今お話ありました全国に四百三十七か所ございしますががん診療連携拠点病院などに設置をしておりますがん相談支援センターにおきまして、御指摘のたばこクイットラインにつきまして、がん相談支援事業の一つとして行ってきたところでございます。定例の現況報告書によりまして、これ現時点でデータのあるものが平成二十八年六月一日から七月三十一日までの二か月間のものでございしますが、がん相談支援センターに寄せられております相談のうち、がんの予防や検診に関する相談は四百九十四件でございます。

がん相談支援センターに寄せられている相談といたしまして、具体的には、例えば、たばこががんは因果関係があるのか、たばこをやめたいが自分ではやめることができなかったため禁煙方法を教えてほしい、家族ががんになり不安になったためたばこをやめたいがどうしたらいいかなどがあったと承知をしております。

禁煙を希望する方の相談窓口としての役割を果たしていると考えているところでございます。

本年三月に閣議決定をされました第三期がん対策推進基本計画におきましても、がん予防を三つの柱の一つに位置付けており、がん予防の観点から喫煙率の減少を図る施策を充実させることといたしております。

御指摘のたばこクイットラインの活用や、主に保健医療従事者が参照できる禁煙支援マニュアルの周知などを通じて、禁煙希望者の禁煙の取

組支援を一層進めてまいりたいと考えております。

○浜口誠君 有効に機能しているという意見もあるということですので、しっかりとこのたばこクイットラインについても引き続き対応していただきたいと思っております。

あわせて、健康サポート薬局、この薬局で禁煙補助薬を使った禁煙サポートというのが行われております。実際、この健康サポート薬局というのは、全国どれぐらいの箇所ですといった禁煙支援をやられておられるのか。これについても、今の取組の評価としてどのような評価をされておられるのか、この点について確認したいと思っております。

○政府参考人(宮本真司君) 平成二十八年十月に自治体への届出が開始されました健康サポート薬局は、本年、平成三十年六月末時点におきまして全国で千三件となっております。順次増えている状況でございます。ここにおきましては、この健康サポート薬局におきましては、かかりつけ薬剤師がその専門性を発揮し、地域住民の主体的な健康の維持増進を支援すると、その支援の具体的な取組の一つとして禁煙相談が実施されております。

大変申し訳ないんですが、様々な健康の維持増進の取組がこのサポート薬局で行われておりますけれども、その中で禁煙相談がどのくらい行われているのかということにつきまして、ちょっと私も調査しておりませんので、その実施件数までは現時点において把握はできていない状況にはございます。

ただ、より多くの薬局が健康サポート薬局となることでそのサポート薬局の数が増えることによりまして、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に更に貢献していただけるものと期待はしております。

引き続き、薬剤師、薬局が地域に積極的に関わっていくような取組を後押ししてまいりたいと思っております。

○浜口誠君 この健康サポート薬局を通じた禁煙

支援も日本の禁煙支援事業の大きな特徴の一つだというふうな思っておりますので、引き続き、より全国の各地域でしっかりと機能していくような取組をお願いをしたいというふうな思っております。

あわせて、この喫煙率を下げるための取組として、マスメディアを使った脱たばこキャンペーンみたいな、こういったものも非常に喫煙率を下げるためには有効だというふうな思っております。強い、強力な脱たばこのメッセージを画像を通じて、繰り返し、高頻度に、継続して発信することによって効果が発揮されるというふうにも言われております。

ただ一方で、日本の場合、テレビのCMなんかを使って脱たばこのこういったキャンペーン、メディアを使ったキャンペーンは現状余り行われていないというふうな認識をしておりますけれども、政府として、今後の喫煙率を下げるためにこういうマスメディアを使った脱たばこキャンペーン、これに対してどのようなお考えをお持ちされるのか、確認をしたいと思っております。

○国務大臣(加藤勝信君) 喫煙率の低下に向けては様々な形で取り組んでいてところで、パンフレット等を配布する等々いろいろな取組もさせていただいているところでありますけれども、今お話のあったテレビという意味においては、テレビという概念に入るかどうかはありますが、政府のインターネットテレビを活用したたばこの健康影響についての広報を行ったところであります。

今回の法案の、これからでありますけれども、成立をさせていただければ、それを踏まえて更なる普及啓発を検討していきたいと考えております。厚生労働省としても、受動喫煙あるいは禁煙に関する政府広報の今年度中の実施を今要望させていただいておりますので、今後、政府内で具体的な調整をしていきたいというふうな考えております。

○浜口誠君 是非予算も確保していただいて、こ

ういつた幅広く、特に未成年者の方を含めて、たばこの健康影響等のやつぱり認知、周知、このためにはこういうメディアを使った発信というのは非常に効果があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、引き続き様々な検討をお願いを申し上げます。その一方で、喫煙率が下がってきたことによつて医療費の低減等々どんな経済的な効果があるのか、この辺について厚労省として何か試算をされているのかどうか。喫煙率を下げることの経済的なメリットみたいなものに関して、政府としての今のお考えがありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。国民の健康増進のためには、喫煙率減少のための対策を行つていくことが大変重要と考えており、国民の健康づくり運動であります第二次健康日本21におきまして成人喫煙率の減少などを目標に掲げ、禁煙支援マニュアルの策定や禁煙のための周知啓発などの各種取組を行つていくところでございます。

こうした禁煙支援の取組などを通じて喫煙率が下がることにより具体的な経済効果、これをお示しすることは困難ではございますけれども、能動喫煙、そしてまた受動喫煙が減少していくということに関連する疾病が予防され、それに伴います医療費が減少していく効果、こういったものはあるものと考えております。

○浜口誠君 そんな中で、第二次健康日本21では様々な目標が設定されています。成人の喫煙率については、平成三十四年時点では一・二％。ただ、足下は、平成二十八年度時点では一・八・三というところでちよつと横ばいが続いていると、成人の喫煙率については。

また、未成年者の喫煙率は男女共に下がってきているという答弁が本会議の中でもありましたけれども、現状は、目標はゼロなんで、そこに向けて今どういう実態になっているのかというのも確認をしたいと思ひます。

今の現状について、まずお伺いします。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。厚生労働省では、第二次健康日本21におきまして、平成三十四年時点での成人喫煙率、これを二％まで減少させること、未成年者及び妊娠中の喫煙をなくすることを目標として掲げております。喫煙率の推移につきましては、今お話ししましたが、平成三十二年時点におきましては一九・五％でございましたが、平成三十八年時点におきましては一・八・三％、近年は横ばいとなつております。平成三十四年度の目標値二％を達成するためにはより一層の周知啓発などの対策が必要になつてくると考えております。

また、未成年者の喫煙率につきましては、平成三十二年と平成三十六年の比較によりますと、中学一年生では、男子が一・六％が一・〇％へ、女子が一・九％が一・三％へ、高校三年生につきましては、男子が一・六％から一・四％、女子が一・八％から一・四％と、いずれも減少傾向でございます。目標値に向かいつつあるものと考えてございます。

○浜口誠君 七月四日の大臣の本会議の答弁の中で、この法律が成立をして実施施行された後には、受動喫煙の対策状況についての調査はしっかりとやっていくと、さらに、その施行状況についても定期的に把握をして、課題を整理していきまふという趣旨の御答弁をいただいたというふうに思つております。

じゃ、具体的に今後どういった調査をやつていくのか、スケジュール感も含めて確認したいと思ひます。その調査結果ですとかあるいはまとまつた課題、これについては速やかにこの委員会並びに国民の皆さんにも公表していただきたいというふうな思つておりますけれども、基本的なその点に関する考えをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤勝信君) お尋ねの受動喫煙対策の実施状況についての調査、これは、法律が成立し、施行された後に行ふこととしております。定期的に法律の施行状況をしつかりと把握し、その

課題を整理していくことにしている、これは既に申し上げたところでもあります。

具体的な調査方法及びその時期については事業者の負担なども考慮してよく検討していく必要があると思ひますけれども、定期的にと申し上げておるわけでありまして、それにのつとてやつていきたいと思つております。

また、調査結果は、これはまとまり次第公表したいと思ひますし、またその都度委員の皆さん方にも御説明させていただきたいと思ひます。

○浜口誠君 是非その点お願いします。今回の法改正、受動喫煙防止に向けた第一歩だと思つております。まだ国際レベルには至つておりませんし、引き続き国際レベルに近づけるような政府としての御努力を改めて強く求めて、質問を終わりたいと思ひます。

○石橋通宏君 立憲民主党・民友会の石橋通宏です。冒頭、もう既におとこの委員会に、豪雨災害の対応については大臣先頭に是非しっかりと対応いただきたいという御要望もさせていただいております。いろいろと課題が現場から出てくると思ひます。是非、国会に對しても情報提供、報告をいただきまして、我々としても議論し、そして応援していきべき課題、しっかりとやっていきたいと思ひますので、是非引き続きの大臣の対応をお願いをして、早速ですが、法案の審議に入らせていただきます。

今日、一点目は、おとこの質疑の際にも、IOCにこの法案の身報告されたんですかという話を確認をさせていただきまして、してないというふうな話でしたけれども、WHOから昨年の三月二十八日の段階で、マーガレット・チャン事務局長から厚生労働大臣宛てに、正式なサイン入り、署名入りの書簡が届けております。これ、返信されていないという話を聞きました。何で返信されていないんでしょうか。

国際組織からスモークフリー、たばこフリーの

オリンピックの開催について厚生労働大臣に直々に、事務局長、トップから書簡が公式に寄せられているわけですね。それを厚生労働省が、これほつたらかしにしたんでしょうか。それとも、厚生労働省内で返信しなくていいという裁決をされたんでしょうか。よく分からないんですが、国際的なプロトコルからいっても大変失礼な話だというふうに思ひます。

大臣、今年の三月二十九日付け、ごめんなさい、今年は三月二十八日付けですね、今年、再度、マーガレット・チャン事務局長から署名入りの書簡が厚生労働大臣宛てに送られてきております。大臣、これお読みになつていますか。大臣、お読みになつていられるのであれば、これに對して返信したんでしょうか。これも返信してないという理解してありますが、返信しないという判断は大臣がされたんでしょうか。確認させていただきます。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、昨年三月のWHOのマーガレット・チャン事務局長からは、書簡において、屋内の公衆の集まる場での喫煙の完全禁止を国際レベルで実施するような要請をいただいたわけでありまして、こうした要請も踏まえて、昨年より政府・与党内では議論を重ね、今回の法案の提出をさせていただいた。

また、本年三月、これは多分、テドロス事務局長の間違ひなんだろうと思ひますが、テドロス事務局長より書簡において、受動喫煙対策も含めたたばこの規制活動について、FCTCの加盟国としての継続的な支援の要請をいただいたところでございます。

一つ一つの書簡には返答しておりませんが、WHO、FCTCの事務局には加盟国として適宜連絡、報告をしておりまして、例えば本年三月、これは二年に一度の報告のタイミングではありますけれども、FCTCに基づく我が国のたばこの対策の履行状況を報告をし、その際、現在、受動喫煙対策を進めべく法案を閣議決定した旨の説明は付記をさせていただいてるところでございます。

さらに、今回の法案、これを成立していただいた段階においては、我が国のこれは新しい制度ということになりますので、WHOにも丁寧な報告をし、またFCTCの加盟国としてたばこ対策に努めていきたいというふうに考えております。

○石橋通宏君 失礼しました。今年の書簡は新しい事務局長からの書簡だということで、訂正させていただきます。

通常の報告等、こういった事務局長直接の厚生労働大臣宛ての書簡です。やはりプロトコルからいっても、これはしっかりと厚生労働大臣からの返信をされるべきだというふうに私は思います。

このことも含めて、WHOそれからIOCも含めて、今大臣、このまま法案が成立すればという話もありました。しっかりと報告、中身していただいて、これ、おともやりましたけれども、じゃ、オリンピック、具体的な施設の中でどうするのか、これ組織委員会等の対応も重ねてここをお願いし、報告をしていただきたいということは言っておきたいと思えます。

その上で、続いて、重ねて、子供をいかに受動喫煙から守るのか、これもおととい幾つか議論がありまして、浜口委員からも、今回、いわゆる自宅などプライベート空間は適用除外になっているという話もありました。ただ一方で、これも大臣も御存じのとおり、法案の第二十五条の三の第一項、ここには喫煙者の義務、配慮義務というのが明確に規定されているわけです。何人も、喫煙をする際は、受動喫煙が起らないように配慮しなければならぬと。配慮規定ではありますが、これは場所の限定等々ありませんので、あらゆる場所でも喫煙者については受動喫煙を生じさせないように配慮しなければならぬという規定だと思えます。ということ、これ自宅も含まれるし、当然子供たちへの配慮というものは厳にやっていたかなければいけないという規定だと思えます。じゃ、これ、絵に描いた餅にしてはいけないというふうには大臣もすっかり認識をされているのであれば、これ今後どうこの部分について周知徹底

されるんでしょうか。これ、是非明確な形でやっていたいただきたいと思いますが、大臣、方針をお願いします。

○国務大臣(加藤勝信君) 今、石橋委員御指摘のように、今回の法案では、法が強制力を持つて踏み込むことがないままに家庭、旅館、ホテルの客室などのプライベートな居住場所については規制の対象外にはしているところであります。しかし、家庭等であっても、子供や配偶者などの周囲の方を望まない受動喫煙から守ることは必要であります。本法案においては、家庭等のプライベートな空間も含めて、喫煙可能な場所で喫煙をする場合も周囲の状況に配慮すべき旨の規定、これは法律の中で盛り込まれております。

受動喫煙による健康影響が大きい特に子供さん方について、受動喫煙から守るためにはこうした配慮が必要なこと、国民の喫煙者の理解、協力を得ることが重要でありますので、この配慮義務規定の趣旨、あるいは子供がいる室内ではできるだけ喫煙を控えるなどの具体的な配慮事項を、これはパンフレットを作つて、そしてそれをお示しした上で、都道府県に対してもその旨周知し、そのパンフレット等を活用して周知に努めていただくように我々も働きかけていきたいと思いますし、また、受動喫煙に関する正しい知識を広く普及させるためには様々なインターネット広告などを活用した普及啓発、あるいは子育て世代など特定の世代をターゲットにした普及啓発イベントの開催などを行うとともに、地方自治体においても、そうしたイベント等を開催していただく場合には予算補助をしてそれを支援していくと、そうした取組も進めていきたいと考えております。

○石橋通宏君 とりわけ今、最後の方のしっかりと予算も確保しながらということ、さらにはインターネットを使つての対応も今言及をいただきました。この部分については個々の国民の皆さんへの周知徹底ということが大事なわけですから、様々なツールなり媒体を使つての周知徹底だということを是非、今大臣答弁いただきましたので、

しっかりとやっていただきますよう、これはもう本当に重ねてお願いしておきたいと思えます。

もう一点は、これもずっと私も取り上げてきましたが、働く者、従業員の方々をどう受動喫煙から守るのかという点です。

これ、おととい、伊藤委員だつたと思いますが、触れていたいただきましたけれども、今回、旅館とかホテルとか、そういったところも、部屋、客室については対象外だということになりました。ただ、やっぱり客室も、喫煙可能な客室つて、お客さんが吸われた後で清掃に入つたりするわけです、従業員の方々が。とすると、じゃ、受動喫煙を望まないという明確に意思表示をされている、そういう立場の方、従業員の方が、じゃ、喫煙可能な客室に清掃入つてくさい、いや、でも私は嫌ですというところになったときに、じゃ、どういう対応をされるのか。いや、客室は適用除外なので、それは従業員、そんなことを言われちゃ困りますという対応をするのか。いや、やっぱりそうじゃない、受動喫煙から守るんだ、従業員、働く者も守るんだという立場でちゃんとやっていただくということであれば、やっぱりこういうケースも想定していただいて、やはり従業員の方を受動喫煙させないんだ、絶対許さないんだという形で、しっかりとその運用上、これもガイドラインにしっかりと規定いただいて、これは事業主、ホテル、旅館の事業主にしっかりと周知徹底をいただくことも含めて対応いただきたいというふうに思いますし、とりわけ二十歳未満の従業員の方というのも当然おられると思います。とりわけ二十歳未満の従業員の方については、絶対にそういう場所に、これ、ほかのところでも二十歳未満は絶対に喫煙専用室に入れないといけないんだ、喫煙可能な場所に入れないといけないんだ、これ、大臣、徹底していただくわけでしょう。

であれば、そういう喫煙可能なホテルの客室等々についても、とりわけ二十歳未満の従業員については、これ絶対に保護するんだという決意でやっていただかなければいけないと思えますが、

大臣、この点についても是非答弁をお願いします。

○国務大臣(加藤勝信君) 今回の法案では、旅館やホテルの客室、これは喫煙禁止等の適用除外となるわけでありまして、施設の管理権原者に対する当該施設における受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる努力義務規定はしかし適用除外とはなっていないということでもあります。

また、労働安全衛生法においても労働者の受動喫煙防止対策に係る事業者の努力義務が規定をされているわけでありまして、こうした規定を踏まえて、従業員の望まない受動喫煙をできる限り減らすことができるよう、勤務フロアや勤務シフトを工夫するなど、対応の具体例を国のガイドラインによりお示しすることにしており、実情に応じて望まない受動喫煙を防ぐための対策を行うよう、事業者等に周知をしていきたいと考えております。

また、二十歳未満の者については、受動喫煙による健康影響が大きく、法案において喫煙室等への立入りが禁止されている法案の趣旨も踏まえて、特に配慮が必要と考えております。二十歳未満の者を旅館、ホテルの今のような喫煙可能な部屋にはできるだけ立ち入らせないようにするということについても併せてガイドラインでお示しをし、事業者等の周知を徹底していきたくと考えております。

○石橋通宏君 徹底していくという、大臣、確認をいただきました。とりわけ二十歳未満の方々にについての徹底、これ重ねてお願いしておきたいと思えますので、この辺は厚生労働省の対応、我々もしっかりウオッチしていきたいと思えます。

次いで、加熱式たばこについても、この間、委員会でも様々議論が行われております。おととい、とりわけ福島委員も加熱式たばこ、これ、いや、私も個人的にはやっぱり健康に対して有害であるということが明確にまだ確認されていないからオーケーにするのではなく、絶対に安全なんだということが確認されていないんだから、やっぱり

り僕らはしつかりこれ規制していくべきなのではないかという、私も個人的にはそう考えます。

今回、加熱式たばこ専用喫煙室で飲食可能ということにされたこと、ここに僕も個人的にはすごく問題意識を持っていて、結局飲食可能にするということは、例えばグループで行きました、いや、加熱式たばこだから大丈夫と言つて飲食可能なその加熱式たばこ専用室にグループで入りました。でも、受動喫煙望まない人がそこにいる、非喫煙者ですね。でも、いや、これ加熱式たばこ専用室なんだからいいんだよ、飲食、中で食べるんだからいいんだよと言つて、一緒に行かざるを得ないということがやっぱり起こり得るんだと思います。いや、容易に想定されます。

ということ、これは加熱式たばこだからといって、その受動喫煙望まない人が結局上司とかに言われて拒めず、一緒に入り込んで、ずっとそこでやり得るということになっちゃうんです。だから、どうも矛盾がここで生じてしまうことになると思うんです。

なので、大臣、これ法律上の立て付けは今回こういうことなのかもしませんが、これやっぱ、でき得る限り受動喫煙やめていくんだ、なくしていくんだということなのであれば、この加熱式たばこ専用室についても、これ何とかしつかりとした配慮、望まない受動喫煙がそこでも生じないように、これ何らかの対策、規制講じるべきだということに思いますが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信) 今のお話は、加熱式たばこ専用の喫煙室のみならず、いわゆる既存の特定飲食提供施設、一定規模以下で飲食ができるというか、飲食店について経過措置を設けている対象施設についても同じことが言える、これはこの委員会でも御指摘をいただいているわけであります。

そうしたことに關して、この本法案では、望まない受動喫煙を防止するための配慮義務を課していることも踏まえまして、施行するまでに、受動喫煙を望まない方を喫煙室に連れていくこと、あ

るいは加熱式たばこ専用の喫煙室も当然でありますが、に連れていくことは避けるべきであることなどの留意事項を、これはガイドラインの中に盛り込みまして、国民あるいは企業、事業主にもしっかりと周知していきたくと考えています。

○石橋通宏君 これはちょっと抜け穴になるかもしれないので、大臣、今、周知していききたいということでした。これ、しつかりやつていただきたいと思っています。

最後に、今も大臣、受動喫煙ゼロにしていくな、目標、決意は語っていただきました。政府答弁でこれまでも、今現状でいけば受動喫煙に遭遇をした非喫煙者の割合、四二・二％という数字を出していただいています。

これ、大臣、ゼロにするんだと、今回の法案十分ではないけれども、それでもこの法案に組み込まれた様々な施策をしつかりやつていく、それによつてこの法案でも何とかゼロを目指していくんだ、その決意を最後に大臣にしつかり述べていただきたいと思しますので、大臣、よろしく願います。

○国務大臣(加藤勝信) この法案は、我が国の受動喫煙対策について、法律を新たに設ける義務の下で段階的かつ着実に前に進めよう、そういう趣旨で提案をさせていただいております。また、がん対策推進基本計画においても同様に、基本計画の計画期間中において、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現するということを目標として追加をしているわけであります。

この望まない受動喫煙のない社会、すなわち目標ゼロに向けて、この法案による規制の施行を踏まえて、その中身を具体的に実施をし、また各種支援策の推進、普及啓発の促進など総合的に受動喫煙対策を推進して、その目標の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

○石橋通宏君 しつかりやつていただくことをお願いして、質問を終わります。

○武田良介君 日本共産党の武田良介です。

西日本を中心にした豪雨災害は、前回の委員会以降も被害がまた拡大をしております、改めて亡くなられた全ての皆さんにお悔やみを申し上げたいというふうに思います。被災された全ての皆さんにお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

政府におかれては、最優先で全力で取り組んでいただきたいと重ねてお願いをしたいというふうに思っています。

法案についてですが、今日は、店頭でのたばこ製品の販売、それから広告を切り口にちよつと質問していききたいというふうに思っております。

まず最初に財務省に確認をしたいと思うんですが、財務省は、たばこ事業法第四十条に基づいて、二〇〇四年三月八日に告示を出して、製造たばこに係る広告を行う際の指針、これを示しているというふうに思います。これに基づいて、一般社団法人日本たばこ協会、これがTIOJと略されるそうですけども、これが自主規制を設けておられるというふうに思います。

製造たばこの広告に関する規制は、財務省が示すこの指針に基づいて、業界の自主規制をもつて行うことになっているというふうに思いますが、間違いないでしょうか。確認だけです。

○政府参考人(古谷雅彦) お答え申し上げます。今先生の御指摘のとおり、たばこ事業法におきましては、財務大臣は、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる」と規定されております。その下で、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように、製造たばこに係る広告を行う際の指針を定めております。この指針を踏まえて、たばこメーカーなどを会員とする一般社団法人日本たばこ協会では、製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規制を定めておりまして、まさに事業法それから指針を踏まえて業界が具体的な自主規制を定めております。

○武田良介君 中身についても若干触れていただきましたけれども、その自主規制に基づいて、例えばコンビニでのたばこの広告規制にはどのような自主的な規制が掛けられているのかということをお聞きしたいと思いますが、今も若干中身はありまして、それから、外のことはいいです、店内の自主規制に關つて端的にお答えいただければと思います。

○政府参考人(古谷雅彦) お答え申し上げます。

今御指摘にありましたとおり、コンビニにおける店内のたばこ広告につきましても、先ほど申し上げましたたばこ事業法に基づく財務大臣の指針それから業界自主規制の適用対象となっております。

加熱式たばこの説明パンフレットといったようなことも含めまして、その広告につきましても、財務大臣の指針において、パンフレット等の配布につきまして、成人に限定して行うとともに、公共性の高い場所では行わないこと、公共性の高い場所というのは、まあいわゆる公共施設とか街頭とか駅の構内とかが念頭に置かれておりますけど、こういった公共性の高い場所では行わないことと定めております。その下で、業界自主規制につきましても同様の自主規制が定められております。

○武田良介君 今答弁ありましたけど、確認したいと思うんですね。その指針の大きな柱として、未成年者の喫煙防止、それから製造たばこの消費と健康との関係に配慮するという趣旨、それから三つ目に広告が過度にわたらないという趣旨、この三つの柱がたばこ事業法そのものにも書かれておったかと思えますけれども、あるということはいつかり確認をしたいというふうに思います。

今おっしゃられたように、ある程度限定するんだという趣旨があるんですが、今、コンビニエンスストアに行くと、これは加熱式たばこのパンフレットですけども、アイコスのパンフレットだとか、これはグローですね、グローのもの、これ

がJ.T.が販売していますブルーム・テックというもののパンフレット、こういうものが置かれています。(資料提示)

これ、どれでもいいんですけど、例えば、ぱつとこのブルーム・テックというのを見ると、わざわざインデックスまで付いていて、お勧め銘柄というのが紹介されていたり、使い方(準備)、使い方(ポイント)、それから特徴とかですね、あるし、キャンペーンという項目もあるんですね。もういろんな商品の紹介、説明等々がずつと書かれております。

私が見たところ、政府の示している指針では、成人に限定して行うとともに、公共性の高い場所では行わないと、先ほども少し答弁ありました。自主規制の中身で見ても公共性の高い場所は不可というふうになっていると思うんです。先ほど街頭とか駅構内、公共施設、公共性の高い場所の例だということを言いましたが、コンビ二はこれどうなのか。これ、レジのところに置いてあるんじゃないかと、書籍がずつと並んでいる隣にある店内のごみ箱の上に、いろんなパンフレットが置いてあるところに一緒に置いてあるわけですね。未成年の方だつて当然目にする可能性があります。手に取ろうと思えば取ることは幾らでもできます。こういうところでパンフレットを配布する、これは許されないんじゃないかというふうに思いますけど、いかがですか。

○政府参考人(古谷雅彦君) お答え申し上げます。

今御指摘のありました件につきまして、まず、公共性の高い場所というのは、先ほども申し上げましたとおり、例えば公共施設、街頭、駅構内といったようなことが挙げられるかと思っております。コンビ二で配布をされているということにつきましては、私ももちよつと、個別の事案十分に把握しておりませんけれども、先ほど、今先生からお話ありましたとおり、成人に限定して行うという点は非常に重要だと思っております、成人

に限定して行われるように指針でも定めておりますし、業界基準になっておりますので、それが徹底されることが重要だと思っております。

そういう意味で、広告の適正性の確保といった観点から必要があると認められる場合には、業者に対する指導を含めて適切に対応してまいりたいと思っております。

○武田良介君 ちよつと聞かれたことに十分答えられてないような感じがしますが、じゃ、結局、例えば公共の場所というのは駅頭とか街頭、あつ、駅構内とおっしゃいましたつけ、とか街頭とか公共施設。例えばと言ったわけだから、コンビ二のこの場所はどうか。これは、個別のことを承知してないと言いましたけど、会館の店内でもそうですし、私ざつと見ましたけど、どこでも大体並んでいます。個別の話というか、結構広くある話だと思ひんです。

ちよつともう一回御答弁いただきたい。○政府参考人(古谷雅彦君) 公共性の高い場所ということとは先ほどから申し上げておるとおりでございます。まず念頭に置いておりますのが公共施設といったようなところかと思っております。例示をもう少し申し上げますと、街頭、駅構内、地下街、遊園地等ということは今例示として挙げております。

その上で、大事なことはやはり成人に渡らないということですので、必要な対応は取ってまいりたいと思っております。

○武田良介君 未成年者の方に広げないというのは大事な観点だと先ほどもおっしゃられました。そのとおりだと思ひんです。それは、先ほど来の質疑じゃないですけども、未成年者に対する配慮、これやっぱり原則だと思ひんですよね。指針にも書いてある、たばこ事業法でもその趣旨書いてあるわけですよ。

コンビ二に歩く、誰でも歩きますから、小さな子供だつて歩くし、それこそ高校生とか、結構、パンフレットをざつと見れば関心持つように、当たり前ですけど、作っているわけですよ。それで、

未成年者の方が、ああ、これだということだつて喫煙を新たにすることになっていくことだつてあるわけですよ。そうすると健康被害にもなっていく。

私、これはちよつとやっぱりいかなものかというふうにも思ひますけれども、加藤大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 基本的にはたばこ事業法、今委員からずつと説明あつたたばこ事業法にのつとて指針があり、業界の自主規制があり、今、その指針と自主規制のお話だというふうに思ひますので、それは財務省あるいは関係業界等でしつかり対応していただきたいというふうに思ひます。

今引用されたところは、成人に限定して行うとともに公共性の高い場所で行わないことということとでありますから、この成人に限定することということ、それがどういう形でやられていくのが適切なのかどうか、その辺も含めて財務省等でしつかり判断していただきたいと思ひます。

○武田良介君 確かに、たばこ事業法の所管は財務省ですけども、それが未成年者の方が喫煙することになって健康被害ということであれば、これはやっぱり国民の命、健康を守っていく厚生労働大臣としても他人事ではない話だということふに思ひますので、そこは是非指摘をさせていただきます。

それから、レジの陳列販売という話もよくあります。これ、日本では堂々とやられていますが、海外ではそういうところがほとんど禁止されているという話もあるわけですよ。

これは、指針や先ほどのTIOJの自主的な規制、自主基準も原則にしている、先ほどの未成年者の喫煙防止という観点からしたら、これも見直されるべきものではないかというふうに思ひますけれども、これ、財務省、いかがですか。

○政府参考人(古谷雅彦君) いわゆる陳列での販売でございますけれども、そもそもたばこは合法的な個人の嗜好品であつて、その販売にも合法的

な営業活動であるということを前提として申し上げますと、コンビ二におきまして陳列されているというのは、一つは万引き防止といったような理由があるというふうにも私も承知しておりますけれども、たばこ事業法に基づきまして、未成年者の喫煙防止やたばこの消費と健康、さらには、先ほどから申し上げているように、広告が過度にわたらないようにするといった観点から必要な措置を講じながら、他方で、たばこ事業者の営業活動あるいは喫煙者の商品選択といった様々な観点を留意してたばこの販売を認めているところでございます。

いずれにしても、たばこの販売を過度に促進しないといったことなどを踏まえまして、たばこ事業者において適切な方法で販売が行われるように、たばこ事業法に基づいて適切に対応してまいりたいと思ひます。

○武田良介君 未成年者の喫煙防止という観点からしたら、財務省の立場はそういうことだというのは分かりますけど、未成年者の喫煙防止という観点からしたら全く不十分だというふうに私は思ひます。

FCTCではどう書いてあるのか、改めて第十三条の施行ガイドライン、紹介したいと思ひんですけど、小売店におけるたばこ製品の陳列、それ自体が宣伝と販売促進活動に当たる。たばこ製品の陳列は、たばこ製品購入の衝動を刺激し、たばこ使用が社会的に認められているという印象をもたらし、たばこ使用を中止することを困難にすることを通じて、たばこ製品の販売促進とたばこ使用の促進をもたらす決定的手段の一つとなつてゐる。若者はたばこ製品陳列によつてもたらされる販売促進活動に特に影響されやすいというふうに言つて、締約国はたばこ製品の陳列あるいはたばこ製品の露出を全面的に禁止する措置を導入すべきであるというふうにも言っているわけですね。

しかし、堂々と今、日本ではコンビ二でこういったことが行われているわけでありまして。これ、FCTC、厳格に実行するのであれば、これも見直

していかなければいけないのではないかと
思うんです。

この点でも大臣の見解をお伺いしたいと思
います。未成年者への喫煙防止という観点からし
ても、いかがですか。

○国務大臣(加藤勝信君) FCTC 第四
条第二項(b)は、たばこの使用の中止やたばこの消費の減少
などのための措置をとる必要性を述べた規定でも
あります。

厚労省としては、国民の健康を守る立場から、
成人の喫煙率の減少とともに、未成年者、妊婦の
喫煙をなくすということに取り組んでいるところ
でございますので、第二次健康日本21等々を踏ま
えて様々な取組をさせていただいているところで
ございます。我が国、当然、FCTCに、これを
受け入れているわけでありまして、これにの
つた対応はしっかりと進めていけるようによく連
携を取ってやらせていただきたいと思います。

○武田良介君 よく連携取ってという話でした
けれども、大臣も今少し触れられましたけど、FCTC
の第四條ですね、この第四條は、包括的な措
置、たばこ規制の包括的な措置、協調した対応措
置をとるために政治的な決意が必要だと、強い政
治的な決意が必要だということを言っています。
次に掲げる事項を考慮した強い政治的決意が必要
だということに言っています。この(b)のところ
で、あらゆる形態のたばこ製品について、その使
用の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び
支援し並びにその消費を減少させるための措置を
とる必要性というのが規定されております。

最後に大臣にお伺いしたいと思うんですけど、
この項目からしたら、加熱式たばこ、先ほどのパ
ンフレットもそうですけれども、加熱式たばこの
その使用の開始を防止する、使用の中止促進及び
支援並びに云々という、先ほどの文面から照らし
たら、やはりこれしっかりと見直していく、規制
していく必要もあるんじゃないかというふうに思
いますけれども、大臣、FCTCの立場に立つて、
加熱式たばこの使用開始を防止し、使用を中止

し、消費を減少させるための措置、とるべきでは
ないかというふうに思いますが、いかがでしょう
か。

○国務大臣(加藤勝信君) 我が国の一連の対応
も、FCTC等々のこれを踏まえながら対応させ
ていただいて、たばこ事業法もそういう形で、あ
るいはそれに基づく指針、自主規制もやっていた
だいているというふうに思っていますので、その趣旨
がしっかりと徹底できるように我々としてもよく
財務省とも連携を取らせていただきたいと思います
ように思います。

○武田良介君 強い政治的決意が必要なんだとい
うことがFCTCに言われております。本日に国民
の命、健康を守る立場で取り組んでいくべきだ
ということをお願いして、質問を終わりたいと思
います。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

私の方からも、この度の西日本豪雨災害、今日
の朝の報道では百七十八人の方がお亡くなりにな
られ、そしてまた安否不明の方が六十二人まだお
られるということで、本当に救出活動をやつぱり
しっかりと続けていただきたいと思いますし、そ
してまた、亡くなられた方には本当に御悔やみ申
し上げますとともに、被災された方には心からお
見舞いを申し上げます。

大臣も、政府の立場でしっかりとできる限りの
支援を取り組んでいただきたいと思いますというふう
に思います。

前回、七月十日に参考人質疑が行われました。
本日に、特に受動喫煙で肺がんになられた方のお
話を聞いて、年間に受動喫煙で亡くなられた方が
一万五千人という、すごい数の方が亡くなられて
いるんだなということに改めてひしひしと痛感し
た次第であります。やはり一日も早くこういう法
案を成立させないといけないなというふうに思っ
ているわけでありまして。

施行期日なんですけれども、我々の維新の会と
希望案につきましてはラグビーワールドカップま
でに実施するというような案になっておりますけ

れども、政府もこのラグビーワールドカップの準
備、運営に関する基本方針の中で受動喫煙防止策
を強化することとしておりますけれども、やはり
早くやるべきだというふうに思っております。で
も、何とかこの法律ができたとして、今回の政府
案では二〇二〇年からということでありまして
けれども、法律が施行されるまでの間にでも何かで
きることつてやつぱりあるんじゃないのかなとい
うふうに思っております。加藤大臣、これは何か、
この政府案が施行される前に何かもつとやるべき
ことがあるだろうと、できることがあるだろうと
思うんですが、大臣、何か御答弁いただければと
思うんですけれども。

○国務大臣(加藤勝信君) 早期に受動喫煙対策に
取り組んでいただくこと、これは法案の施行を
待つということではなくて、それぞれにおいて
対応していただけるように、政府としても受動喫
煙による健康影響についての周知啓発を行うこと
はもうもとよりでありますけれども、事業者に対
する支援制度についても幅広く周知をしていき
たいというふうに思っております。そういうこと
を通じて、今回の法案の施行前から、それぞれ
の関係者が受動喫煙対策に早期に取り組むよう
できる限りの支援をしていきたいと思います。こ
え、また、それによって、施行は施行としてあり
ますけれども、それより前に、この日本の中にお
ける受動喫煙対策が一步でも二歩でも進んでい
けるように努力をしていきたいと思います。

○東徹君 やはり厚生労働大臣としては是非取り組
んでいただきたいなと思うのは、この法案の周知
ということももちろん大事だと思うんですけれど
も、やはり受動喫煙に対するこの被害というの
が、やつぱりこれだけ多くの方が肺がんになつて
亡くなられているんですよとか、そういうこと
をやつぱり皆さんに知っていただく、そして、だ
からこそやつぱりこの受動喫煙というのはなく
していかないと駄目なんですというのをまず
うふうに思います。

今回の法案についての過料、過料は秩序罰で刑
罰とは違うということでありましてけれども、過料
についてお伺いしたいと思います。

政府案の方では、退出命令違反の場合、その個
人に対して三十万円以下で、勧告措置命令違反の
場合、施設等の管理者に対して五十万円以下の過
料を適用することとしております。本会議
で質問に対して、現行の健康増進法や他の法令の
量刑との均衡なども勘案したということでありま
すけれども、この過料の金額も含めて、このよう
に過料を適用するとした理由についてまずお伺
いをしたいと思います。

○政府参考人(福田祐典君) お答え申し上げます。

一般的な法制上の考え方に従いますと、義務違
反の態様が一般社会の法益を侵害する程度に重大
であれば刑罰を科し、行政上、民事上又は訴訟手
続上の秩序を乱す程度のものであれば過料を科す
にとどめるというものが適当であるというふう
に考えておるところでございます。したがいまし
て、違反行為の重大性により刑罰と秩序罰いずれ
を選ぶべきかを定めるべきと考えているところで
ございます。

その上で、本法案におきます喫煙者や管理権原
者等に対しまして科す義務違反に対する罰則につ
きましては、喫煙者や管理権原者などの違反行為
自体は必ずしも他人に対して直ちに受動喫煙によ
ります健康被害を生じさせるものとは言えないた
め、その違反行為が直ちに公衆衛生上重大な法益
の侵害を生ずるものという法的な評価はできない
と考えられること、また、本法案につきましては、
受動喫煙防止のための規範を定めまして、社会的
な秩序の維持を求めるものであるということ、そ
の秩序を維持する必要があるということ、こ
ういったことから、刑罰である罰金ではなくて秩序
罰であります過料とさせていただいておるところ
でございます。

また、量刑、本法案におきます罰則の量刑につ
きましては、先ほどお話ししましたが、現行の健

康増進法ですとか他法令の量刑との均衡などを勘案をいたしまして、五十万円以下を上限といたしまして段階的な設定をしたものでございます。

○東徹君 ただし、五十万円、三十万円ということでありましても、ただ、この過料の適用に至るまでの道のりが、余りにもこれ遠い道のりだなというふうに思ふんですね。

この点お伺いしたいなと思ふんですけれども、施設の利用者が喫煙禁止の場所で喫煙してしました、そうすると、施設の管理権原者等が喫煙の中止を求めて都道府県に、都道府県の保健所ですよね、そういったところに通報して、それから都道府県知事による指導、命令、そして、地方裁判所による通知、地方裁判所が職権又は検察官、当事者の言い分を聞いて判断して過料が適用されると、こういうすべい何段階にもなっているわけですから、けれども、こういう何段階にもやらないとこの過料の適用がやっぱりならないものなのか。またこれ、もうちょっと短縮してどうにかならないのかなというふうに思つたりもするんですが、これ通告してありませんが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(福田祐典君) まず、この法案の原則的な考え方でございます。何度も御説明させていただいてありますが、社会的に幅広い規制を掛けるということがございますので、まずは基本的に関係の皆様方に、国民の皆様、また管理権原者の皆様、そういった方々に対してきちつと普及啓発をし、御理解をいただいくと、そういう形の上でそれぞれ適切な対応を取っていただくということが基本であるということで、まずここを重点的にさせていただければということで考えているところでございます。その上で、委員からお話ございました手続を踏んでのそういった最終的な一つの抑止的なものとしたしましての罰則というものを、過料というものを位置付けさせていただいていこうということでございます。

また、過料に至ります手続、これは国の法令のものにつきましても、基本的に今委員の方からお

話ありましたような一定の手続を踏んだ上で地方裁判所の方が職権でこれに対応するというルールになっておりまして、そういった過料の手続になります法令の手続に沿つてやるという形になるうかというふうに考えているところでございます。

○東徹君 個人に対して三十万円、確かに大きな額、こう思ふわけでありましても、ただ、こういう手続を見ると、これが本当に適用されることがあるのかと、こう思つたりもするわけでありま。

これ罰則はあるけど違反してもおとがめがないよというわさが広がつてしまつて、全然守つてくれないとなつてしまふんですね。ですから、罰則がある以上きちつと適用していくと。

今、維新、希望の法案においては、個人に対しては五十万円以下ということで、施設等の管理者に対しては五十万円以下の過料ということになっております。政府案よりも金額を、これ低いわけでありましても、なぜそういう金額にされたのか、お伺いをしたいと思います。

○委員以外の議員(片山大介君) 質問ありがとうございます。我々も、政府案と同じように、やはり秩序罰で、その摘発までは段階を経るものと考えておりますが、ただ、一番大切なのは、しっかりとその罰則を設けた以上それが適用されなければいけない、その実効性を担保するために我々はあえて額を下げることにしました。

もう一点、もう時間ありませんので最後になります。飲食店の特例の期間について、これは発議者の方に聞きたいと思ふんですけれども、維新、希望の案では、飲食店に関する特例の期間を当分の間と、同じようにこれ当分の間というふうにしてありますけれども、具体的にどのくらいの期間をこれは想定しているのか、お伺いいたします。

額が、今の政府案のように高い額にしていますと、実際に現場の保健所の担当者がその命令を発したり、それから違反行為に対して摘発するときにはやはりちゅうちゅうしてしまふ、抑制的になってしまうところがあると思ひました。

○委員以外の議員(片山大介君) やはり同じ回答にもなるんですが、やっぱり罰則を設けた以上はしっかりと適用していくこと、これが何より大切だと思ひます。

○委員以外の議員(片山大介君) ありがとうございます。我々では、施行後五年を目途に検討事項を置いておりまして、遅くともその五年後までには、特例などを認めない、また規制を強化する方向で見直しを進めるべきだということに考えています。

であるので、我々は、額を下げることによつて、保健所の担当者がしっかりと摘発をして罰則を掛ける、罰則をきちんと掛けると。そうすることによつて効果的に、きちんと摘発することによつて実効性のあるものにしていききたいと、そのように考えました。

○東徹君 ありがとうございます。今の答弁ということで、松沢議員の方から、いろいろと神奈川県のことでも踏まえてもし何かあれば、お聞かせいただければと思ひますが。

○委員以外の議員(松沢成文君) 私、この委員会の答弁で何度も、神奈川県条例を作つたけれども、反省点が多いと、失敗の部分も多かったと。その一つが、罰則を規定しながら、結局現場がちゅうちゅうしてしまつて、毎年千件ぐらい、あそこ違反しているよと通報来るんですが、なかなか摘発まで行かない。そうすると、現場ではもう、

○東徹君 実効性の担保つてすごく大事だと思ふんですね。

ちゅうと例えば違つかもしれませんが、駐車違反つてあるじゃないですか。大阪なんて日本一駐車違反の多い地域だったんですけれども、民間監視員の制度ができて、あれ、一万五千円なんですよ、ね、一万五千円なんです、あのステッカー貼られると。即、払いに行つて、一万五千円というところなんですけれども、あれが適用されてからもう一発で駐車違反つて減つたんですよね。だから、そういう実効性の担保というのはやっぱりすごく大事だなというふうな思つております。

○東徹君 ありがとうございます。実態的な経験談をお話しいただきまして、ありがとうございます。もう一点、もう時間ありませんので最後になります。飲食店の特例の期間について、これは発議者の方に聞きたいと思ふんですけれども、維新、希望の案では、飲食店に関する特例の期間を当分の間と、同じようにこれ当分の間というふうにしてありますけれども、具体的にどのくらいの期間をこれは想定しているのか、お伺いいたします。

○東徹君 ありがとうございます。我々では、施行後五年を目途に検討事項を置いておりまして、遅くともその五年後までには、特例などを認めない、また規制を強化する方向で見直しを進めるべきだということに考えています。

○委員以外の議員(松沢成文君) 私、この委員会の答弁で何度も、神奈川県条例を作つたけれども、反省点が多いと、失敗の部分も多かったと。その一つが、罰則を規定しながら、結局現場がちゅうちゅうしてしまつて、毎年千件ぐらい、あそこ違反しているよと通報来るんですが、なかなか摘発まで行かない。そうすると、現場ではもう、

○東徹君 ありがとうございます。実態的な経験談をお話しいただきまして、ありがとうございます。もう一点、もう時間ありませんので最後になります。飲食店の特例の期間について、これは発議者の方に聞きたいと思ふんですけれども、維新、希望の案では、飲食店に関する特例の期間を当分の間と、同じようにこれ当分の間というふうにしてありますけれども、具体的にどのくらいの期間をこれは想定しているのか、お伺いいたします。

○東徹君 ありがとうございます。我々では、施行後五年を目途に検討事項を置いておりまして、遅くともその五年後までには、特例などを認めない、また規制を強化する方向で見直しを進めるべきだということに考えています。

○委員以外の議員(松沢成文君) 私、この委員会の答弁で何度も、神奈川県条例を作つたけれども、反省点が多いと、失敗の部分も多かったと。その一つが、罰則を規定しながら、結局現場がちゅうちゅうしてしまつて、毎年千件ぐらい、あそこ違反しているよと通報来るんですが、なかなか摘発まで行かない。そうすると、現場ではもう、

○東徹君 ありがとうございます。実態的な経験談をお話しいただきまして、ありがとうございます。もう一点、もう時間ありませんので最後になります。飲食店の特例の期間について、これは発議者の方に聞きたいと思ふんですけれども、維新、希望の案では、飲食店に関する特例の期間を当分の間と、同じようにこれ当分の間というふうにしてありますけれども、具体的にどのくらいの期間をこれは想定しているのか、お伺いいたします。

指していかなきゃならないと思います。
時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

私も、火曜日質問いたしました。七月豪雨の被害者の皆さんに関して、心から亡くなられた皆さんにはお悔やみを、そして現在行方不明の方が一日も早く生きて発見されるように、そして被害に遭われている、現在苦勞していらつしやる皆さんには心からお見舞いを申し上げます。

先ほど、断水の問題に関して、二十四万人が断水ということで、大臣がいろいろな点について話をしていた。今現場で精いっぱい作業をしていらつしやると思いますので、いつまでというのはなかなか難しいかもしれませんが、やつぱり給水の見込みなどについて教えてください。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、対象、二十四、約二十三万九千戸でありますから、多分人数はもっと多くなるだろうというふうに思います。

その上で、先ほど呉のお話を申し上げましたけれども、今から一週間程度で復旧できるところが呉等ございます。それから、二週間から三週間くらいでだめが立っているものと、それから、残念ながら今の段階でその現場に行く道すらまだ確保されていない、そこは今自衛隊等によってまず道を開けていただく、そういうところも幾つか残っていると、そういう状況でございますので、委員御指摘のように、できるだけ大体このぐらいの見通しを言えるように努力をしていきたいと思っておりますが、ただ、余り、実際やってみるときに、水を流しても違うところが管が破裂したりして届かないという、ですから、その辺のことも含めて、どのぐらいの幅の中で見通しを示せるかというのはなかなか難しい問題ではあります。ただ、いろいろ復旧されている方から見れば、やはり水が出ないと土砂を出すにも大変な作業になつてくるわけでありまして、それはよく踏まえて我々も対応していきたいと考えています。

○福島みずほ君 やはり時間が掛かるという、今の話で、精いっぱいこの委員会としても社民党としても個人としても応援をしていきますので、厚生労働省、今とても大変でしょうが、是非全力で災害復旧に当たっていただく、最優先で当たっていただけるよう心からお願い申し上げます。

加熱式タバコについてこの委員会でも随分意見が出て、武田委員の方からも先ほどありました。福田健康局長は一日、七月十日の当委員会において、加熱式タバコにつきましては、その主流煙に健康に影響を与える物質が含まれていることは明らかでありますというふうにお答えをされてます。ただ、先ほど武田委員が掲示をしたこの美しいパンフレットはそのことが書かれていないんですね。つまり、なおにしましては紙巻きたばこの一%ですとかいうのはあるんですが、むしろ外国の御存じ紙巻きたばこのパッケージはおどろおどろしいというか、ひいっという感じのものが多くありますが、これだと加熱式タバコは安全でおしゃれでクリーンでというふうに思われてしまう。

そうだとすると、やはり、この間答弁、局長がおっしゃったように、この主流煙に健康に影響を与える物質が含まれていることが明らかであると、やつぱりこういうことももっとキャンペーンすべきではないですか、いかがですか。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。望まない受動喫煙をなくす、そしてまた、いわゆる喫煙による健康影響をなくしていくという、今までも健康日本21等に基づきまして、いわゆる煙についての健康被害につきましては啓発をしてきているところでございます。同じように、紙巻きたばこにつきましてもそのようにやってきておりますが、加熱式タバコにつきましても、事実として判明しているエビデンスにつきましても、事実として普及啓発、そういったことについては積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 ということは、是非、答弁され

たとおり、この主流煙に健康に影響を与える物質が含まれていることは明らかであるということはやつぱりちゃんと教えるべきであるというふうに思います。

そして、ずっと質問しておりますが、紙巻きたばこの受動喫煙の害が世界で初めて指摘されたのは、一九八一年、平山雄博士の論文とされてます。たばこの長い歴史を見れば、ごく最近のことです。

加熱式タバコこの危険性に関する厚生労働省の認識は甘過ぎるんじゃないか。やつぱり、予防原則にのっとって、加熱式タバコについても問題があり得る。最低限、受動喫煙のこともさることながら、先ほどというか、この委員会でも答弁されているとおり、主流煙に健康に影響を与える物質が含まれていることをきちっとパンフレットやいろいろなもの、パッケージにちゃんとこれを示してやつぱり警告を発するべきだと思ふに思います。その旨答弁していただいたと思ふので、今後この点についての危険性についてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

厚生労働省は、ずっとこの委員会でも出ておりますが、二十一世紀における国民健康づくり運動を規定した健康日本21というものでたばこについて記載をされています。是非これをもっと強化していただきたいという質問をいたします。

ニューヨーク市では、年齢の引上げと同時に、たばこ一箱の最低価格を十・五ドル、約千五百円とすることが定められました。また、現在の若い世代に今後生涯にわたって喫煙を防止するという法律、たばこフリージェネレーション法が検討されております。オーストラリアのタスマニア州では、二〇〇〇年より後に生まれた世代へのたばこの販売を将来にわたって禁止する法律が上院で全会一致で可決された報道されています。また、成人の喫煙についても、ニュージーランドでは二〇二五年までに喫煙率を五%に減らす、スコットランドでは二〇三四年までに五%に減らす、フィンランドでは二〇四〇年までにゼロ%にするとい

う政府の数値目標が打ち出されております。日本は成人喫煙率一二%を目指すということですが、これへの道筋を教えてください。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。今お話ありましたように、厚生労働省におきましては、第二次健康日本21におきまして、平成三十四年度の時点で成人喫煙率を一二%まで減少させること、未成年者及び妊娠中の喫煙をなくすること、これを目標として掲げておるところでございます。

喫煙率の推移につきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、平成二十二年度時点におきまして一九・五%だったものが二十八年度時点では一八・三%、近年は横ばいとなつております。三十四年度の目標値一二%を達成するためにはより一層の周知啓発などの対策が必要になると考えておりまして、目標の達成に向けて引き続き努力をしてまいりたいと思つてございます。

また、今委員からお話ございました諸外国の様々な取組につきましても、引き続き情報収集をし、また勉強してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 日本は高止まり、横ばいで、先進国の中で成人男性喫煙率は最高のパーセントです。ですから、一二%という目標値は設定されていますが、余りに先であること、是非この数字をもっと引き下げる、一桁台にするなど、努力を是非厚生労働省でしていただきたいというふうに思います。

ところで、今日も石橋委員からもありました。例えば加熱式タバコ専用喫煙室がどれぐらいの大きさか。独りばつちで御飯食べるぐらいの場所だったらいいけれど、いやあ、みんなで行こう、害がないからぐらい広いと、結局これは何なんだというふうになるんですよ。

第二種施設等の管理権原者は喫煙専用室又は加熱式タバコ専用喫煙室の設置が可能です。この基準を早期に示すべきではないか。広い、狭い、やつぱりこれ非常に大きいと思います。いつまでに具

体的基準を検討し公表するのか、教えてくださいます。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

喫煙専用室などの喫煙室、この技術的な基準などにつきましては省令で定めることを予定しているところでございます。この省令の制定時期につきましては、検討会におきまして専門家に御審議いただくほか、パブリックコメント等の手続もあることから、現時点で具体的な時期をお伝えすることは困難でございますが、それぞれの施設において施行前に十分な準備期間が取れることが必要でございますので、今委員御指摘ございましたとおり、できるだけ早急にその内容についてお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 加熱式たばこ専用喫煙室では御飯が、飲食可です。そうすると、そこでみんなが集まって御飯を食べるというふうなスペースにはすべきでない、受動喫煙の問題がありますから。是非その点は考慮していただきたいというふうに思います。

この喫煙専用室と加熱式たばこ専用喫煙室なんです、毎秒何メートルの風が吹くようにするというのもありますし、これは排気口はどちらも全て付けるということではよろしいのでしょうか。

○政府参考人(福田祐典君) そのことにつきましては、建物の構造とか、それからその場所、その施設がどういったところに置かれるのかというふうなところによつて技術的に今後具体的なところは検討されていくところというふうには思いますけれども、基本的に、その外側、要するに建物、そのいわゆる専用室のところに外側に空気を排気をしていく必要があると思いますので、そういった意味におきましては、何らかのそういった仕組みというものが必要になってくるものというふうに考えております。

○福島みずほ君 必ず排気口が必要なんです。ところが、飲食店密集地、あるいは郊外店舗のレストラン街とかそういうところもそうですが、結局、飲食店密集地においては排気口の近くを人が頻繁に通行する事態が生ずる。もちろん子供も歩くわけですね。排気口を付ける、じゃ、そこを人は歩くわけですね。排気口設置についてのような基準を設けるんでしょうか。

局、飲食店密集地においては排気口の近くを人が頻繁に通行する事態が生ずる。もちろん子供も歩くわけですね。排気口を付ける、じゃ、そこを人は歩くわけですね。排気口設置についてのような基準を設けるんでしょうか。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

一般的に、喫煙室からの屋外排気、これが近くを往來する人に掛かることや、他の建物の開口部に今度逆に流入するようなこと、こんなことがあつては望ましくないというふうに考えているところでございます。

今回の法案では、喫煙室から屋外への煙の流出防止のための基準を設けることとしておりまして、屋外への排気の在り方につきましては、これは基準としておりませんけれども、基準とはしない予定ですが、屋外を通る人が容易に煙を浴びるようなことがないように、これは留意事項などとしてお示しを具体的にはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 結局、専用室設けるというのは、排気口があつて、その排気口は空気に拡散していくし、そのそばを通るという問題があります。是非そのことを考えていただきたいと思ひます。

望月参考人が一昨日述べて、結局、喫煙専用室を設けない全面禁煙こそ必要だと、目指すべきはそこではないかというふうにおっしゃつて、本当にそうだとおっしゃいます。今回、専用室を設けるための助成を様々プログラム、案を作つていらして、それはそれとありますが、むしろ全面禁煙する飲食店や、そういうところこそ応援すべきではないか。この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

今回の法案におきましては、望まない受動喫煙をなくするために一定の対応を取るという形でございまして、そのために、既存の飲食店、それから新たな飲食店が必要な対応を取るという観点に基づきまして必要な助成をするという形で考え方を

整理をさせていただいているというものでございます。

○福島みずほ君 敷地内喫煙場所における具体的環境基準が全く設定されていません。ですから、敷地内で吸うという、すばすばと吸うことに限して、人通りのないところというのはあります。が、官公庁やいろいろなところもやっぱり人混みがあつたり人は通るわけです。子供も通るわけですね。この点はいかがでしょう。

○政府参考人(福田祐典君) お答え申し上げます。

病院や学校など第一種施設におきます屋内の喫煙場所、こちらにつきましては、喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること、喫煙場所であります旨の標識が掲示されていることのほか、厚生労働省令におきまして必要となる措置を定めることとしてございます。

具体的には、屋外の喫煙場所におきまして、患者さんや子供が受動喫煙にさらされることのないようにすることといったことが必要でありまして、例えば、施設の利用者が通常立ち入らないといった場所に設置することなどを要件として規定することとしたところでございます。

○福島みずほ君 今日も出ましたが、例えば喫煙専用室の掃除を命ぜられた労働者の健康被害をどう防止するのでしょうか。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

今回の法案につきましては、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用するあらゆる施設につきまして、法律上、原則、屋内禁煙とした上で、喫煙を認める場合には、喫煙専用室等の設置を求めるともに、二十歳未満の方の立入りを禁止するものでございます。

加えまして、施設の管理権原者等に当該施設におきまして受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる努力義務規定を課しており、労働安全衛生法におきましても、労働者の受動喫煙防止対策に係る事業者の努力義務が規定をされているところでございます。

従業員の望まない受動喫煙をできる限り減らすことができますよう、喫煙専用室を掃除する従業員につきましては、既存の小規模飲食店など喫煙可能場所のある施設で働く従業員の方と同様に、これらの努力義務規定に基づきます対応の例をガイドラインなどによりましてお示しをすることとしてございます。

○福島みずほ君 健康増進法そのものが望まない受動喫煙をどうするかという観点から組み立てられているところ、ところが、ところが、しかしと言ふべき、厚生省が作っているまさに先ほどから出ております健康日本21では、そもそも喫煙の問題やこのことも本筋に問題にしています。ですから、将来、何を指すかということであれば、受動喫煙ももちろん問題だけれども、喫煙そのものを、私たちはやっぱり、その人も被害を受けるわけですから、長谷川さんのお父さんもそうだったわけですから、その観点からも更に前進を早急に進めていくべきだというふうに思っております。

厚生省におかれましては、是非その観点から頑張つていただけるよう心からお願ひ申し上げ、私の質問を終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

今日、まず、罰則について、先ほど東委員もお尋ねになつていただいたようにございましてけれども、その実効性が本筋に上がるのかということについても是非発議者の皆様方から御意見いただきたいところでございます。

政府案は、喫煙者個人に対しては三十万円以下、施設管理者に対しては五十万円以下、これも随分な値段だということに思いますけれども、参法は、個人については五万円以下、管理者については十万円以下と、随分これは低くいたしています。これを低くすることによつて実効性は上がるのでしょうか。教えていただけますか、お願い申し上げます。

○委員以外の議員(松沢成文君) 薬師寺委員に

は、私どもの法案に対しても積極的に御質問いた
だいて、心から感謝を申し上げます。

受動喫煙を防止するという私どもの法案の政策
目的を実現するためには、まず法案内容の周知徹
底を図った上で、個人が喫煙禁止場所で喫煙をし
ないこと、あるいは特定施設の管理権原者が施設
内での受動喫煙の防止のための措置をとることに
ついて、保健所等が丁寧かつ適切に指導、助言を
行っていくということがまず重要であると考えて
います。

それでもなお反復して違反を繰り返す者に対し
ては、都道府県知事等が勧告や命令を発して、こ
れに違反する場合には過料が適用されるとい
うこととなりますが、過料の額が高過ぎると、
現場の保健所の職員等が命令の発出や命令違反の
摘発に抑制的になってしまうことが懸念されま
す。本法案の過料額はこうしたことを考慮して低
く設定したものであり、政府案のように過料額を
高くするよりも、むしろ取締りの実効性が確保さ
れるというふうに考えてこうした設定にいたしま
した。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

不断の見直しをしていただけるというふうに政
府は決意を述べていただいておりますので、だか
らこそ、しっかりとこのような形の罰則につきま
しても今後検討いただきたいと思っております。
次に、今日は、先ほどもございました財務省の
関係でも御質問させていただければと思ってお
ります。

日本では現在、たばこ事業法によりまして、パッ
ケージ全体の三〇％に八種類の注意文言が記され
ることが規定をされております。私も秘書のたば
この箱を見ました。でも、そのデザイン性が高過
ぎてしまつて、そこにそれが書いてあるというこ
とさえ認識しておりませんし、うちの秘書は、も
うこれ毎回買つているので、こんなものなんか読
んでいないよというところですね。すね。
じゃ、世界的には、ほかの同僚議員からも指摘が
ありましたように、やはりビジュアル的に訴える

ために写真が使われている国々が最近相当多うご
ざいます。

その中で、皆様方にお配りさせていただきまし
た資料におきまして、財務省の審議会におい
て、この注意文言表示について画像を用いること
についてということで検討も行われているんです
けれども、過度に不快感を与えないようにするこ
とが必要だと考えられるということで、検討され
るべき課題としてまだまだこれ棚上げにされてお
ります。

一方、資料二にございますように、これは国立
がんセンターの意識調査でございます。この意識
調査からも、喫煙者が表示を認識し、内容をつか
む効果が大きかったのは画像付き。その画像を入
れることというものは成人全体の七〇％が賛成を
しているというような調査結果もございます。

私は、しっかりと、今回このような形でアクセ
ルとブレーキというような対立構図を、二つの省庁
で表示することなく、これから一緒に手を組ん
で、先ほども大臣から連携していきまうというお
言葉がございましたけれども、連携していただく
ためにもしっかりとこれ導入すべきだと考えてお
りますけれども、政務官、どのような御意見を
持ちでいらつしやいますか。

○大臣政務官(長峯誠君) たばこのパッケージに
係る注意文言表示につきましては、ただいま委員
が資料で御提示いただきましたとおり、財政制度
等審議会のたばこ事業等分科会で御審議の上、一
昨年、平成二十八年六月に中間的な報告をいた
しているところでございます。

この報告では、注意文言表示に画像を用いるど
いうことにつきましては、一定の視覚的効果が期
待できる一方、提供する情報が消費者に正確に受
け止められるようにするとともに、先ほど御指摘
のとおり、過度に不快感を与えないようにするこ
とが必要というふうになされておりました。諸外国
における導入効果等について十分に検証した上
で、今後検討されるべき課題というふうになされ
ております。

この中間報告を基に、現在の健康増進法改正案
に関する議論の動向を踏まえつつ、財務省のたば
こ事業等分科会において、画像も含めまして今後議
論を深めていただきたいというふうな考えており
ます。

○薬師寺みちよ君 一刻も早く私は導入すべきだ
と考えております。

ところで、たばこの販売について、自動販売機
というものでも購入することができまうけれどど
も、設置数は今幾つになつていらつしやいます
か。審議官、教えてください。

○政府参考人(古谷雅彦君) お答え申し上げます。
平成二十九年十二月末現在でございますが、た
ばこ自販機の台数は約十七万台、十七万一千三百
台でございます。

○薬師寺みちよ君 政務官、これ、もう廃止して
もいいんじゃないですか。もういろんなところで
買えるじゃないですか。私は、やっぱり東京オリ
ンピック・パラリンピックに海外の方がいらつ
しゃつて、それも、あらゆるところでそういうも
のが購入できるようなこの環境というものをい
せることが自体が恥づかしいと思つております
が、いかがでいらつしやいますか。

○大臣政務官(長峯誠君) たばこは、現時点では
あくまで合法的な個人の嗜好品でございます。こ
その販売についてもあくまで合法的な営業活動と
いうことでございます。

もちろん、現在、喫煙が特定の疾病に対するリ
スクがあるということとは科学的に認められて
いることでございます。消費者が喫煙と健康に
関するリスクを適切に認識した上で喫煙するか否
かを判断できるよう、注意文言をたばこパッケ
ージに表示することを義務付けるなどの規制を講
じているところでございます。

委員御指摘のようなたばこの自動販売機の設置
自体を廃止するということにつきましては、たば
こ事業者の営業活動や喫煙者の商品選択を大きく
制約することになりかねないところでございま

て、したがって、たばこ事業法に基づいて、例え
ば成人識別装置を装備したり、あるいは自動販売
機を設置する場合は店舗内の従業員がいる場所か
ら利用者等を直接かつ容易に視認できる状態にす
ること、あるいは幅広く積極的に喫煙を勧めるよ
うな内容、方法を避けるなど、自動販売機での広
告を含め、たばこ広告について規制をするなどの
措置を講じながらたばこの自動販売機の設置を認
めているところでございます。

いずれにいたしましても、たばこの販売を過度
に促進しないなど、たばこ事業者において適切な
方法で販売が行われるよう、たばこ事業法に基づ
き対応をまいりたいと存じます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私は納得がいきます。先ほども武田議員から
も指摘がありましたように、やっぱりコンビニエ
ンスストアとか薬局とか、一番目に付くところ
にきれいに陳列がなされていること自体も、こ
れは大きな問題だと思つてます。ですから、受動喫
煙防止というものと、それからいかに喫煙率を下
げていくのか、これ両輪でやつていきますと大臣
からも答弁をいただいておりますので、しっかりと
そこは検討をいただきたい事項だと思つてくれ
ども、その陳列の在り方、販売の在り方について
も御指導いただけるように私は願つております
けれども、政務官、いかがでいらつしやいますか。

○大臣政務官(長峯誠君) 委員御指摘のコンビニ
等においてレジ付近にたばこが陳列されていると
いうのは、万引き防止などの様々な理由があるも
のと承知をいたしておりますのでございまして、
たばこ事業法に基づきまして、未成年者の喫煙防
止やたばこの消費と健康、さらには、たばこ広告
が過度にわたらないようにするなどの観点から必
要な措置を講じながら、他方で、たばこ事業者の
営業活動や喫煙者の商品選択の観点にも留意し
て、たばこの販売を認めているところでございま
す。
いずれにいたしましても、たばこの販売を過度
に促進しないなど、たばこ事業者において適切な

方法で販売が行われるよう、たばこ事業法に基づいて対応していただきたいというふうに思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

政務官、あの陳列を御覧になって、過度な促進というふうには私は受け止めておりますけれども、そういうふうな受け止め方というのは財務省の中ではないでしょうか。一番目に付くところにあれだけ陳列がなされていて、かつ、すぐに買えるようなという今のこのシステム自体、販売方法自体がおかしいですし、薬局でそれが購入できる、じゃ一方で、薬局でそれを購入し、こちらで禁煙ガムみたいなのを売っている。何か、その販売方法というものを私はもう少し今後検討していただかなければ、いつまでたってもこの受動喫煙というものについても問題が、課題が残ってしまうと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(長峯誠君) たばこ広告が過度にわたらないようにということで、たばこ事業法等に基づきまして様々な規制を設けているところでございますが、あくまでその規制の中では事業者さんの自由ということになっております。

そういった御指摘もあるということも踏まえつつ、今後とも、このたばこ事業法に基づいてしっかりと対応してまいりたいというふうに存じます。

○薬師寺みちよ君 例えばどのような陳列法というものが適正かというふうなことにつきましても私は御指導いただきたいんですけども、財務省としてはいかがでしょうか。

○大臣政務官(長峯誠君) 現状の陳列方法がどのようなに受け取られるかということは様々あると思います。例えば、今の陳列方法ですとたばこ自体を手にとって見ることはできないということになっておりますし、そういった観点の中で我々が適切な規制を考えて、その中で事業者さんが取り組んでいるということでございますので、たばこ事業法に基づいてしっかりと対応を進めてまいりたいというふうに思います。

たいというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

先ほども御提示いただきました財政制度等審議会におきましても私は検討事項としていただきましたが、政務官、今後の課題になるかと思いますが、政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(長峯誠君) たばこの健康被害を踏まえた過度な広告にならないようにということと、審議会の方で審議を進めていただくことと存じております。

東京オリンピックを控えておりますので、この審議会の審議についてもなるべく早い段階でしっかりとした方向性をお示しできるように努力してまいりたいと存じます。

○薬師寺みちよ君 今のお言葉、しっかりと私も受け止めておりましたので、今後追わせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

もう時間もございませんので、次に移らせていただきます。

面積における規制でございます。スペインで実施されたものが失敗事例として世界中で評価されているにもかかわらず、今回面積規定を導入した意図というものがつきましてもどのようなお考えでいらしたのか、局長、短く教えていただけますか、お願い申し上げます。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。今般の法案では、望まない受動喫煙をなくするという考えに基づき全ての施設について原則屋内禁煙を実施することとしておりますが、既存の飲食店の事業継続に配慮をいたしまして、経営規模の小さい店舗に一定の猶予措置を講ずることとしたしております。

この経営規模が小さいということにつきましては、まず資本金五千万円以下か否かで判断をすることとしておりますが、資本金五千万円以下の店舗であつても面積が大きい店舗につきましては一定の経営規模があると考えられることから、併せて面積も要件とすることとしたものでございます。面積も要件に關しましては、受動喫煙防止のための条例が施行されては、先ほどからお話が上がつておりますが、神奈川県、兵庫県の例も参考にしつつ、具体的には客席面積百平米以下というふうにしたものでございます。

なお、二〇〇六年に施行されましたスペインの法律におきましては、飲食店の例外基準として単に客席面積のみを要件としたものと承知をしてございしますが、我が国の法案におきましては、今申し上げましたとおり資本金も要件とし、例外対象を中小企業に限定していること、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙となること、それから喫煙可能な場所については二十歳未満の方の立ち入りを禁止することといった内容も盛り込んでおりまして、今後、受動喫煙対策が段階的に進む実効性のあるものになっているというふうに考えているところでございます。

○薬師寺みちよ君 それも併せまして大臣に最後お願いいたします。

政策評価というものをしっかりと行つた上で、改正に向けて明確なロードマップというものを示していただきたいと思いますけれども、お願い申し上げます。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、ここでは検討規定、二つあります。一つは五年後見直しの検討規定を、それからもう一つは既存特定飲食提供施設の経過措置の終期に関する、これは別に法律で定める日と書いておりますが、この検討規定がございしますので、これ、それぞれの検討規定のつとつて対応していくということでございます。

したがって、面積規定の撤廃に關しては、これは条文にもありますように、受動喫煙の防止に關する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況、これを勘案して検討するというところでございますので、当然その状況を見ながら対応していくと。また、

五年後の見直しについては、この経過措置も含めて全体を見直しをしていくことが対象になるということでございますので、ということになっていくところであります。

具体的、現在どういう段取りでということをお示しする状況にはありませんけれども、それぞの附帯決議、そしてそこに盛り込まれている趣旨をしっかりと踏まえて対応していきたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(島村大君) 他に御発言もないようですから、健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○武田良介君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の健康増進法改正案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、学校や病院を対象とする第一種施設においても敷地内喫煙を可能としているからです。学校については九〇・四％が既に全面禁煙となつています。厚労省は、既に敷地内を全面禁煙とされているところについては後退しないよう通知等で対応するとしていますが、そもそも敷地内禁煙とすればよいのではないのでしょうか。

第二に、第二種施設に喫煙専用室を設けても受動喫煙のおそれなくならないことです。さらに、既存の飲食店の五五％は、その喫煙専用室の設置すら適用除外になるとされます。面積や資本規模で区別せず、全面禁煙とすべきです。

加熱式たばこは、その主流煙にニコチンなど健康に影響を与える物質が含まれていることは明らかで、それを吐き出す呼出煙にも有害物質は当然含まれます。その加熱式たばこについて、本法案は専用室での飲食などを認めています。健康影響が明らかになるまでの当分の間としていきます。し

かし、受動喫煙を受けてから健康被害が生じるまでに、肺がんでは二十年から三十年掛かると想定されています。健康被害が明らかになつてからでは遅いのです。加熱式たばこは通常のたばこと同様に規制すべきです。

その他二十歳未満の者は喫煙室への立入りを禁止するとしていますが、一人一人年齢確認することは現実的ではありません。当初の厚生労働省案で官公庁とされていた対象が国会を除く行政府に限定されている点も問題です。

本法案は、屋外についての規制がなく、学校通学路やスタジアムといった運動施設など受動喫煙の懸念が高い場所でも喫煙が可能で、規制を検討すべきです。

本法案に対しては、参考人質疑でもほとんどの参考人から、そして与党の議員からも不十分さが指摘され、早期の見直しが求められました。しかし、大臣は、経過措置の見直しについて五年以内という目標すら明言しませんでした。

日本共産党は、全ての国民を受動喫煙から守り、文字どおり健康の増進が図られる社会の実現を目指し、討論といたします。

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、内閣提出の健康増進法の一部を改正する法律案について反対の立場から討論を行います。

年間一万五千人の方々がこの受動喫煙によってお亡くなりになられるという現状があります。そしてまた、来年のラグビーワールドカップ、再来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、世界各国から多くの観光客が我が国を訪れることが予想されます。しかしながら、政府案では、世界水準から大きく見劣りをしており、日本がまた世界から評判を落としてしまうことになりま

また、厚生労働省は、飲食店の特例の基準として百平米以下と定めるに当たり、神奈川県条例も参考にしたとしております。しかし、本委員会では維新・希望案の発議者である松沢議員からは、神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしたのが大失敗だったと、百平米というのには余りに広過ぎるという答弁もありました。全飲食店のおよそ五五％が規制の対象外となる政府案では、規制は骨抜きにされており、望まない受動喫煙をなくすという目的は達成できません。東京都や大阪府を始め多くの自治体で政府案より厳しい内容の条例を定めようとしております。まさに国の基準では不十分だということで地方自治体が先行して受動喫煙対策を進めており、このような地方の動きこそ国は参考にしなければなりません。

さらに、政府案では、全面実施が再来年の四月一日とされ、少しでも早く国民を受動喫煙から守ろうという姿勢や責任感を感じられません。

日本維新の会は、希望の党と共同で政府案より厳しい規制を課す法案を提出し、本委員会でも審議していただきました。我々の案でも、経営規模の小さな飲食店への影響を抑えるため特例を設けておりますが、特例の対象を一五％程度に抑え、大半の飲食店は規制の対象としています。また、病院や学校など政府案では屋外に喫煙場所が設置可能な施設も設置できないこととするなど、受動喫煙対策を徹底してまいります。

委員におかれましては、世界に恥じない受動喫煙対策をラグビーワールドカップまでに実現するために、是非ともこの維新案についても御検討いただきたいと思いますし、そして、政府案への反対の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

私は、希望の会（自由・社民）を代表して、健康増進法の一部を改正する法律案について、内閣提出第四十七号に反対の立場から討論を行います。第一に、政府案は、受動喫煙防止が全くの骨抜

きとされ、とても認められません。昨年三月、厚生労働省が当初公表した枠組みでは、三十平方メートル以下のバーやスナック以外は原則禁煙としていました。ところが、自民党内の協議を経て、いつの間にか百平方メートル、客席だけで三倍以上の広さまで喫煙できるようになりました。

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地は、二〇〇八年の北京大会以降、屋内禁煙、喫煙専用室の設置も不可という万全の対策が講じられております。また、東京都はこの六月、条例で政府案より厳しい受動喫煙防止の条例を制定しました。従業員を雇用している飲食店は原則禁煙で、これにより都内の飲食店の八割が禁煙となりました。政府案と雲泥の差です。政府案は、国際的に見て非常に緩い基準、恥ずかしい水準と言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、骨抜きだけでなく、抜け穴だらけのざる法だからです。

厚労省の当初案では学校や病院を敷地内禁煙としていたにもかかわらず、政府案では屋外に喫煙場所を設置できるとしてしまいました。子供、そして患者の視点はどこに行つてしまったのでしょうか。

また、加熱式たばこも他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないとして喫煙を認めてしまいましたが、被害が分かつてから規制するのは遅いのです。予防原則に立つべきでした。

反対の第三の理由は、健康増進法改正法案が、望まない受動喫煙という立脚点に立ち、望むと望まないを問わず受動喫煙をなくすという理念が乏しいことです。

反対の第四の理由は、喫煙そのものの健康への被害をもつと啓発すべきです。健康への被害は、まず誰よりも喫煙者に生じます。受動喫煙をなくすことは当然のこととして、喫煙の健康への影響をもつと広報啓発する政策が必要で

命と健康を守ることができる法律や制度を更に目指すべきだと申し上げ、私の反対討論といたします。

ます。ありがとうございます。

○委員長（島村大君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第四十七号）に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（島村大君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林正夫君。

○小林正夫君 私は、ただいま可決されました健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第四十七号）に対し、自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

二、飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が針針で判断基準を明確に示すべく、速やかに検討すること。

三、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。

四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、

敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。

五、第二種施設等における喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の技術的基準については、本法の施行日までに喫煙専用室等を設置する事業者の負担に鑑み、早期に示すこと。その際、喫煙専用室等から流出した煙による受動喫煙が生じないよう、環境工学等の専門家を含めた適切な委員構成の検討会の下で最新の科学的知見に基づいた基準を定めること。また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小事業者に対し、費用の助成や税制上の措置等の適切な支援策を講ずること。

六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。

七、喫煙可能な場所等に掲示する標識については、望まない受動喫煙を防止する観点から、外国人を含む全ての人のとって分かりやすい標識とすること。また、標識の内容、大きさ、掲示場所等について早期に示すこと。

八、保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の体制の更なる充実・強化に努めること。また、運用における手続の簡素化を図るとともに、管理権原者による適切な退出命令の発出など受動喫煙防止対策の実効性を確保すること。

九、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図るとともに、家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊産婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。

十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするため、労使でしっかり話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、

管理権原者等が二十歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。

十一、FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。

十二、個別の受動喫煙防止対策を実施する地方自治体と本法における喫煙・禁煙の区域等の違いで混乱が生じないよう、分かりやすい表示の徹底や、制度の広報・周知に取り組むとともに、地方自治体との情報共有・連携に努めること。

十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。

十四、本法施行後五年を経過した場合の検討規定を踏まえ、本法の施行状況や受動喫煙防止対策の実施状況について取りまとめを行い、適切に公表すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(島村大君) ただいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(島村大君) 多数と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいります。

○委員長(島村大君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

平成三十年八月一日印刷

平成三十年八月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K